

審査報告の通り可決されました。

議長（末次性男君） 日程第六議案第二十九号、昭和四十六年度福生市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については厚生委員会に付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 岩田博君 登壇）

厚生委員長（岩田博君） ご指名によりまして、審査報告いたします。

（議案審査報告書朗読）別添参照

本案審査について、補足説明申し上げます。

担当課長の説明を求め、担当課長から決算の具体的内容として、昭和四十六年度福生市水道事業収益一億六千三百八十五万余円は、営業収益として水道料金、受託工事収益、検査手数料、生活保護世帯料、百三十件の一般会計からの特別補助金などである。営業外収益としては、預金利子、受託工事収益として市道、都道、基地排水等の管の移設替え、取り替えた量水器の売却、第三浄水場近くの土地を一般会計に、所管替えした

土地売却代金の収益等である。一方費用一億五千五十万余円は、水道事業費用の営業費用として井戸から浄水場まで送水する原水及び浄水費として、動力費などの経費、配水及び給水費として、職員十名の人件費、修繕費、動力費、受託工事費として水道管の破損修理工事費、業務費として電算機委託料、集金、検針の委託料、総務費として、本部事務職員の人件費、その他に固定資産減価償却費、固定資産除却費、棚卸資産減耗費等となっている。営業外経費としては、企業債利息、市道、都道、その他配水等の管、布設替えの受託工事の委託などである。

資本的収入及び支出においては、収益決算額八千九百七十一万余円に対し、支出決算額一億一千七百六十四万余円であり、不足額二千七百九十一万余円は、当年度損益勘定留保資金二千五百九十一万余円、建設改良積立金二百万余円で補てんする等の説明。末収金九十一万余円は、前年度と比較して増額となっているが、この原因は、三月に集金人が病気で休み、集金がおくれたもので、実際の滞納は、一万円程度である。電話加入権の売却は、自治法九十六条の議決事項としない理由は、固定資産の取得処分

の条例では二十四万円以上と規定していることと、經理上の有価証券は流動資産と解すものであるとの理由である。

トン当たりの動力費は四十四年は四月二銭、四十五年度は三月九銭、本年度は四月九銭であるが、これは井戸の水位が低下し、ポンプの出力を上げないと水が上がらない、修繕費がかかった等によるものである。有収水量が八九・八%と前年度より上ってきており、給水人口も千四百人近くなっているが、トン当たり収益が四十五年と比較して一月余り少なくなっている説明があり、質疑に入り、資本的収入及び支出の固定資産売却代金、三百七十四万余円と収益的収入及び支出の営業外収益の八十四万余円との差額の内訳、貸借対象表の固定資産の土地のうち前年の六十三百九十六万余円との差額、この三つが一致すべきではないか、——について、土地は、決算に計上されてゐるのは資本的収入の方に計上されてゐるもので、浄水場近くの二百三十二坪を、一般会計に渡した分で、その他に四十六年度で第十四水源の水道用地を地主にニメートル出してもらい、幅員四メートルの道路としたため無償で市道に提供した土地代金二十六万余円が減額された差額が出てきてゐる。電話加入権の前年度との差、九千七百

六十円は、債券を売り払ったもので一万三百円が電話加入権として残っている。企業債の利息が大幅に上がったこと等である。人口一人当たりの水道使用量は、年当たり八〇・九トンである。営業費用の十一月に特に多いのは、ポンプの修理の支払いが十一月になったためである。今後の水道事業運営における総費用対総収益の割合は、現在は営業努力により、人件費等の節減をはかっており、赤字となっているが下がる傾向にあり、昭和五十年、五十一年度におそは百を割るようになり、用地等の築造により都の分水が必要になる傾向は、ますますひどくなるものと思う。などの質疑があり、

当委員会としては、原案を認定すべきものと決定した次第であります。何とぞご審議の上、ご認定くださるようお願いいたします。報告といたします。

議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は、終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

。十一番（伊東忠次郎君）この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十九号については、討論を省略し委員会報告により認定されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）おわかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告により認定されたいほどの動議が提出されましたが、本動議のとおり決するにこそ異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）ご異議なしと認めます。よつて、議案第六十九号、昭和四十六年度福生市水道事業会計決算認定につては、委員会審査報告のとおり認定されました。

議長（末次性男君）日程第七議案第七十号東京自治会館組合の設置につてを議題といたします。

本案につては、総務委員会に審査を付託してありますので、本

員長から報告を願います。

（総務委員長 田村匡雄君登壇）

。総務委員長（田村匡雄君）ご指名をつたいただきましたので、審査報告をいたし

ます。

（議案審査報告書朗読）別添参照。

引き続き審議の概要につて補足説明を申し上げます。
本案はすむにご承知のとおり、東京都から借りている立川市に所在する、市町村職員研修所の借用期限が、来年一月で切れることになったため、府中市、小金井市にまたがる都府地、民有地を合わせて六千四百三十平方米の所に、地上二階、地下一階の東京自治会館を、四十市町村でもって、一部事務組合を設立し、建設しようというところで提出された規約であり、ますが、関係市町村の議会におきても、この九月定例会で組合規約が可決される見通しであることも考慮し、委員会といたしましても、全員異議なく原案通り可決すべきものと決定した次第であります。
ようく慎重ご審議のうへ、委員会決定により可決くださるようお願いします。報告を終わります。

議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。
これより本委員長の報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

十一番（伊東忠次郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第七十号については、討論を省略し本委員長の報告により決定さることを望みます。

（賛成」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） おわかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告により可決された旨の動議が提出されましたが、本動議の通り決するに「異議ありませんか。」

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 「異議なし」と認めます。よって議案第七十号、東京自治会館組合の設立については、委員会報告の通り可決されました。

議長（末次性男君） 日程第八請願第六号、交番設置に関する請願書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので、本委員長から報告を願います。

（総務委員長 田村匡雄君登壇）

三十一番（田村匡雄君） 二指名をいたしたまいましたので、審査報告いたします。

（請願審査報告書朗読） 別添参照

なお本件について審査の経過につきまして、補足説明を申し上げます。
本陳情書は武蔵野周辺の住民から六月定例会に提出され、当委員会で審査をしてきたものでありますが、その間警察側の意向等打診してきたわけであり、警察側をいたしましては、今後多摩河原の団地建設に伴う交番設置ということも考えており、パトロール等を強化し、住民の意思に対応していきたい。——、ということでもあります。地域の治安維持の観点から、また地域住民の長年の願望でもあり、当委員会でいたしましたのは、この趣旨に沿って最善の努力を重ねるべきであり、この全委員の一致を以て、本陳情書は採択と決定した次第でございます。

ります。

よろしくご審議の上、当委員会の報告どおり決定されんことを
お願い申し上げます。

議長（末次性男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員会報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑は終わります。

お持ちいたしました。請願第六号に対する委員会報告は採
択と決定であります。本件は委員会報告どおり決することに異
議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって、請願第六号は、
委員会報告どおり採択と決定いたしました。

議長（末次性男君） 日程第九請願第七号 雨水溝設置に関する請願
書を議題といたします。

本件については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から
報告を願います。

（建設委員長 高波忠君登壇）

建設委員長（高波忠君） ご指名がありましたので報告いたします。

（請願審査報告書朗読）別添参照

なお本請願の審査について補足説明を申し上げます。

この請願地については、つぎに現地を視察し、審査に入りました。

委員から願意については十分理解できるところであるが、排水の困難があ
ると思う。排水の末端はどうか。――等の質疑があり、担当課長から豪雨の

ときは五十番の十字路はあかぬ状態であり、下流の整備が必要である。市道

五三〇号も大浦獣医の通りに集水するようになる。市道五四七号は、基地

排水が一五〇〇ミリが埋設される予定であり、工事が完成すれば全部解決す

るわけであるが、その間の一二年の期間が問題である。今後公共下水道が完成す

ると下水道との関連もあり、それらについてよく検討して工事施工を考え

てまうたい。――との答弁があり。

当委員会としては採択すべきものと決定した次第であります。

何とぞご審議の上に、ご採択くださいますようお願い申し上げます。報告といたします。

議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。請願第七号に対する委員会報告は採択と決定であります。本件は委員会報告とおり決まるに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) ご異議なしと認めます。よって、請願第七号は委員会報告どおり採択と決定いたしました。

議長(末次性男君) 日程第十、及び同第十一については関連がありますので、一括して上程いたします。

日程第十 議案第七十三号、境界変更に関する申請について、
日程第十一 議案第七十四号、町字区域の変更について、

以上二件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

(企画調査室長 大野忠一君登壇)

企画調査室長(大野忠一君) 議案第七十三号境界変更に関する申請について、ご説明申し上げます。

市町村の境界変更は自治法の七条の規定によりまして、関係市の中請に基づいて、都道府県、議会が議決し、知事は自治大臣に届け出るという規則になっております。このことに基づきましては、去る六月の定例議会で採択されまして、それ以来市川市と協議を重ねてまいりました。また東京都とも打ち合せ、東京都は自治省とも打ち合わせていただいた結果、東京都におきましては、十二月の都議会に提案したいということで大変急いで申しわけございませんでした。追加提案申し上げる次第でございます。

内容を申し上げると、変更日を昭和四十八年の四月一日としたい、それから場所につきましては、砂川の新田の住宅附近に接しております民有地並びに基地の棚外の地域を立川市へ編入し、基地内の立川市の全



部ではございせんが、大半を福生市に編入しようとするものでございす。

この面積につきましては、議案に添付してございす。が、立川市へ福生市から渡す分十五万五千五百五十三平方メートル、九十五筆でございす。

次の議案第七十四号町字区域の変更についてでございす。が、本来は、このことにつきましては、前議案の申請がなされまして、都議会が議決されましてから、市の議決をしてまいるところでございす。が、今回は都の指導もございしたので、同時提案を申し上げた次第でございす。

市川市から編入する区域につきましては、全地域が市は立川市砂川町となっております。それに接してございす。当市の地域は大字福生字武蔵野となっておりますので、これに合わせるように変更しようとするものであります。

以上の二件につきまして、市川市におきましては去る二十七日の議会で議決されておりますので、本日この議案を可決していただければ早速手続をいたしたと存じておるものでございす。

何とぞ慎重にご審議賜りまして原案ご決定下さるようお願い申し上げます。

議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案二件に対しまして質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

十一番(伊東忠次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十三、四号につきましては、委員

会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) おはかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所定の

賛成者を得て、本案はもと委員会付託及び討論を省略し、原案どおり

可決された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よって議案第七十三号、四号

についてはもと原案どおり可決されました。

議長(末次性男君) 日程十二の陳情第九号 朝鮮大学校認可取り消しに
関する陳情書については本日、会議の冒頭で局長をして報告させましたと
おり、議会運営委員会に諮問し、提出者からの取り下げ願いを承認した
し、議題とする必要がなくなりましたので、消除いたしますから、ご了承願いま
す。

議長(末次性男君) 日程第十三陳情第十号 プレハブ校舎解消問題に関する
陳情を議題といたします。

事務局長をして陳情書の朗読をいたさせます。

(島田議会事務局長朗読) 省略

議長(末次性男君) 本陳情についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 以上で意見を終わります。

陳情第十号については、総務委員会に付託し、閉会中の継続審査とし、詳細
なる審議を願うことにします。

議長(末次性男君) 日程第十四陳情書取り下げ願いについてを議題といたします。

事務局長をして内容の朗読をいたさせます。

(島田議会事務局長朗読) 別添参照

議長(末次性男君) 本件について先に付託を受けた所管の委員長から説明を
願います。

(総務委員長 田村匡雄君登壇)

総務委員長(田村匡雄君) ご指名をいただきましたので、本陳情書の取り下げ願いにつ
いてご説明を申し上げます。

本陳情書は、地方自治法第九十六条第五項、及び同施行令第百二十条の二に
規定されている市においては三千万円以上の議会に付すべき契約金額を引き上げていた
たまたまという趣旨の議会の議決を要する契約金額の引き上げに関する陳情書
が六月の定例会に提出され、総務委員会に付託された後、閉会中の継続審査
となっていたものであります。九月二十五日付でこの陳情書を取り下げたという陳
情者からの届出があり、当日本件を委員会開会の冒頭におはかりいたしま
したところ、総務委員会といたしましては、全員異議なく願い出たとおり承認す
ることに決定した次第でありますので、よろしくご了承願います。

議長（末次性男君）以上、本件に関する所管委員長の説明は終わりました。

おはかりいたします。本件取り下げ願ひについては、願ひ出りとおり、これを承認することとしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）ご異議なしと認めます。よって、本件取り下げ願ひについては、これを承認することに決定いたしました。

議長（末次性男君）日程第十五閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務委員長から、当委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に配付してあります申し出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありましたので、議事係長をして朗読いたさせます。

（須崎議事係長朗読）別添参照

議長（末次性男君）朗読終わりました。

おはかりいたします。本件は申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにいたしましたと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）ご異議なしと認めます。よって本件は申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

議長（末次性男君）日程第十六特定事件の継続調査についてを議題といたします。

本委員会の特定事件については、各常任委員会から継続調査の要求がありましたので、お手元に、ご配付の特定事件継続調査事項表のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）ご異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（末次性男君）以上をもって今日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもちて 昭和四十七年第三回福生市議会定例会を閉会いたし
ます。

午前十一時五十五分開議、閉会。

署名議員

福生市議会議長

末次健男

議員

伊東忠太郎

議員

森田秀雄

議員

石川繁子

福生市議会

写

福総発第一八八五号

昭和四十七年九月二十七日

福生市議会議長

福生市長 石川 常太郎 印

末次 性男 殿

追加議案の送付について

昭和四十七年第三回福生市議会定例会に提案するため、つぎの議案を追加して送付しま
す。

- 一 議案第七十三号 境界変更に関する申請について
- 二 議案第七十四号 町字区域の変更について

決区
保
取注
浄書
発送
要求
消